

北上市告示乙第130号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を、次のとおり指定した。

令和7年12月25日

北上市長 八重樫 浩文

1 施設の名称

樺山歴史の広場

2 指定管理者

北上市稻瀬町前田276番地

稻瀬町自治協議会

会長 亀 甲 直 美

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで